

■水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第 16 号）

1 改正の内容

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）に基づく排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「排水基準省令」という。）の一部改正により、六価クロム化合物についての排水基準が強化されることに伴い、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和 50 年京都府条例第 33 号。以下「条例」という。）で定める上乗せ排水基準よりも厳しい基準となるため、六価クロム化合物に関する上乗せ排水基準の規定を削除することとした。

＜排水基準の内容＞

	改正前	改正後
条例の上乗せ基準値	0.25 又は 0.4mg/L ➡	削除
排水基準省令の基準値	0.5mg/L ➡	0.2mg/L

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

排水基準省令の一部改正に伴う経過措置期間（電気めっき業に係る施設を設置する特定事業場については施行の日から 3 年間、その他既存施設を有する特定事業場については 6 月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 3 に掲げる施設の場合は 1 年間））においては、なお従前の例によるものとして、改正前の上乗せ基準値を適用する。（附則第 2 項関係）

＜経過措置の概要＞

日平均排水量	業種	改正前の上乗せ基準値	適用期間
500 m ³ 以上 2,000 m ³ 未満	電気めっき業	0.4mg/L	～R9.3.31
	その他		～R6.9.30 又は～R7.3.31
2,000 m ³ 以上	電気めっき業	0.25mg/L	～R9.3.31
	その他		～R6.9.30 又は～R7.3.31

▶ 適用期間終了後は排水基準省令に基づく排水基準（0.2mg/L）に移行